令和7年8月10日からの大雨における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動等に関する検証委員会傍聴要領

制定 令和7年10月1日 総務課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、令和7年8月10日からの大雨における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動等に関する検証委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券(別紙様式)の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威 宣伝の用に供される物品を持っている者。
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者。
 - (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。
- 第4条 令和7年8月10日からの大雨における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動等に関する検証委員会の会長(以下「会長」という。)は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

- 第5条 傍聴人は、次の各号に揚げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会議を静粛に傍聴し、会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
 - (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
 - (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。 (傍聴人に対する退場措置)
- 第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがある ときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずるこ

とができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

年 月 日

傍聴券

第 号

- ※本傍聴券は、当日に限り有効です。
- ※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【令和7年8月10日からの大雨における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動等に関する検証委員会】